

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社はアシードグループ憲章に基づき、すべてのステークホルダーに信頼されるグループを目指しています。アシードグループ憲章は経営理念、ビジョン、ミッション、アシードウェイで構成され、経営理念では人の健康と幸福を通じて豊かな社会の実現に貢献することを約束します。また、ビジョンでは「ASEEDING THE FUTURE 人、地球、未来 すべて笑顔と健康のために」を掲げ、日々の成長を宣言しています。ミッションではバランスある企業価値の最大化を目指し、アシードウェイでは活動指針を定め共有しています。これらに基づいて財務的な価値向上のみならず、事業を通じた社会的課題解決に貢献し、適切な情報開示と透明性を確保します。また、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置すると共に、全取締役による取締役会の実効性評価を行い、課題を認識したうえでコーポレートガバナンスの更なる充実に努めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

政策保有株式の保有は段階的に縮減し、必要最小限の保有としています。

(2) 政策保有株式にかかる検証の内容

個別銘柄の保有の適否については、保有に伴う便益や、リスクや資本コストに見合っているかを精査し、保有の適否を毎年、取締役会で検証し、その内容について開示しています。

(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

当社の中長期的な企業価値向上に資することを基準に行使をおこなっています。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、取締役や主要株主などに対し関連当事者取引に該当する取引の有無を把握するため、書面による調査を毎年実施しています。

また、関連当事者取引については利益相反や取引の公平性の観点から、取締役会の承認を得ることとし、当該取引を実施した場合は、法令に基づきその重要な事実を開示します。

【補充原則2 - 4 】

< 多様性の確保についての考え方状況 >

当社は女性外国人中途採用者の管理職への登用等人材の多様性の確保について、グループが中長期的に成長していくためには必要不可欠と考え、着実に進めていきます。

(1) 女性の管理職への登用

女性についてはグループ全体で社員の20%を占めていますが、管理職は5.6%に留まっています。

(2) 外国人の管理職への登用

多様性の確保の面からも採用は行っていますが、現段階は管理職の社員はいません。

(3) 中途採用者の管理職への登用

中途採用者は既に多くが重要な部門で活躍しています。

< 多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況 >

事業の多角化と組織の拡大にあわせ女性や外国人が活躍する職務は徐々に拡大しており、新卒を中心とした採用においては多くの女性社員を新たに迎え入れています。

若年層では女性活躍が目立ち始めている現状で、個々のライフプランに合わせた働き方を提供することで持続的に活躍できる環境の構築を目指しています。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金基金制度はありません。社員の安定的な資産形成のため企業型確定拠出年金制度を導入しています。

【原則3 - 1、情報開示の充実】

(1) 当社は、グループの経営理念や中長期的な経営戦略を定め、毎期の事業報告書に開示しています。

また、当社のWebサイト(<https://www.aseed-hd.co.jp>)にも、グループの経営理念や今後の展開方針を開示しています。

(2) 当社は、社会から信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性や透明性を確保しています。

また、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、取締役会の監査監督機能をさらに強化するため、監査等委員会設置会社に移行しています。

引き続き、経営の効率性健全性透明性を高め、コーポレートガバナンスのさらなる充実に努めていきます。

(3) 取締役の報酬については、株主総会において決議された取締役の報酬総額の範囲内で、監査等委員以外の取締役の報酬は、社外取締役が過半を占める指名報酬委員会の答申を尊重し、取締役会の決議により決定し、監査等委員の報酬は監査等委員会の協議により決定しています。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名については、次の方針に基づいて、取締役会の決議により決定しています。

経営陣幹部と監査等委員以外の取締役候補

監査等委員以外の取締役候補や事業子会社の取締役の選任については、「取締役の選任に関する方針」に定めたマトリックスに基づく資質を選任の要件とし、決定に際しては客観性および透明性を高めるために、指名報酬委員会の答申を尊重した上で、取締役会の決議により決定します。

監査等委員となる取締役候補

取締役の職務を監査監督し法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的客観的な視点から監査を行い経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断して、指名しています。

(5)当社では、取締役候補については、その指名理由を株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則3 - 1】

<サステナビリティについての取り組み>

当社は、アシードグループ憲章に基づき、事業を通じた社会的課題解決に貢献するため、次に記載のサステナビリティへの取り組みを推進しています。取り組みの詳細については当社Webサイトに掲載していますのでご参照ください。

(気候変動リスクへの取り組み)

当社グループでは気候変動リスク・機会を管理するための指標としてScope1・2の温室効果ガス排出量を指標として定めています。当社グループの温室効果ガス排出量削減を進めるには、自販機運営リテール事業の車両による燃料消費量、飲料製造事業の製造過程における電力及び燃料消費量が重要な要素となります。環境配慮型車両の導入推進や製造工程における高効率機器導入などを積極的に進めるとともに、太陽光発電の導入や建物設備の省エネ化の推進などの取り組みを進めていく予定です。

削減に向けた今後の取り組み

- ・自販機オペレートで使用する車両の更新(ハイブリット、EV化など)
- ・飲料製造工程における高効率機器の導入
- ・太陽光発電設備の導入及び増設
- ・建物設備の省エネ化の推進

また、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、TCFDの枠組みで開示を行うよう、データの収集・分析を進めています。

(人的資本、知的財産への投資等の取り組み)

グループビジョンの共通目標のひとつとして、従業員が生き生きと笑顔で働き、豊かで健康な人生を送ることも掲げています。グループビジョンに基づく4つの価値(事業価値 人間価値 社会価値 資本価値)の最大化をグループミッションとし、そのひとつに「人間尊重と人材育成を基本とし、社員の福祉向上と能力開発に努力し、働く個人に自己実現の場を提供する。」という人間価値の最大化を位置づけています。

(1)働き方改革の推進

当社グループにおいては、働き方改革推進委員会を通じてコンプライアンスの観点のもとより、人材の安定的な確保と社員の健康維持のため働き方改革の推進に注力してきました。法令で定める最低水準を上回る有給休暇の取得の推進、時間外労働の管理の徹底を行い社員の働く環境の改善を継続しています。中でも当社の主力事業のひとつである自動販売機運営事業は労働集約型の事業であり、業界全体として労働時間が長時間化する中、生産性を意識した事業展開を重視することで他社に先駆けて働きやすい環境を構築することで安定的な人材の確保を目指します。

(2)多様性の推進

従来当社グループは事業内容・事業展開の特性から男性中心の組織となっていました。事業展開の多角化を推進する中、外国人や様々な経験を持つキャリア採用者など多様な人材を採用、起用しそれぞれの特性や能力を最大限に活かすことで組織の多様化、活性化を進めていきます。

(3)グループ採用の実施

6年前よりグループ採用を実施しています。グループ採用により入社した社員はM & Aにより業容拡大を目指す当社においてグループ全体を横につなぐ重要な役割を果たします。同時にグループの異なる業態に従事しキャリア形成することで当社グループの多様化の中核的存在へと成長することが期待されます。

(4)グループ間職種変更異動

社員がやりがいを感じる職務は勤続年数、職務経験、事業環境に応じ変化します。当社グループにおいては自己申告制度を通じて、グループ内の他の業態への異動を活発に推進し、社員がやりがいを感じ、特性をより活かす人員配置を実現します。

(5)研修制度の拡充とリスクリテリング

グループ事業の拡大、多様化に従って多様な人材の獲得が必要であると同時に、社員個々が新たな業務に取り組むための知識習得やスキルアップが求められます。世代ごとの習熟度にあわせた研修制度の再構築に取り組み、よりきめ細かくスキルアップを応援するとともに40代50代の社員に対するリスクリテリングに着手します。

(6)ハラスメントに対する取組

ハラスメントはその根源が無意識の中にあることも多く、防止のための仕組みがあっても継続的な意識の啓発がかかせません。当社グループにおいて、ハラスメントは誰もが行う可能性のあるものとして注意喚起し未然に防止する努力を怠らないとともに、起こった事象に対しては毅然と対応しハラスメントを許さない風土を醸成します。

(7)女性活躍に関する方針

多様性の推進の中でも特に女性の活躍支援は大きな課題ととらえています。現在グループ社員の男女比率は男性8に対して女性2の割合で圧倒的な男性中心の組織となっています。事業の多角化と組織の拡大にあわせ女性が活躍する職務は徐々に拡大しており、新卒を中心とした採用においては多くの女性社員を新たに迎え入れています。若年層では女性活躍が目立ち始めている現状で、個々のライフプランにあわせた働き方を提供することで持続的に活躍できる環境の構築を目指しています。若干の時間を要するものと考えられますが、遠からず将来女性のリーダーが数多く輩出されるものと考えます。

【補充原則4 - 1】

当社では、取締役会における決定の範囲として、法令ならびに定款に定める事項のほか、「取締役会規則」で取締役会に付議すべき事項を明確にしています。また、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、取締役会は法令定款および「取締役会規則」に定められた事項以外の業務執行を経営陣に委任し、各経営陣は「職務権限規程」や「稟議規程」等に基づいて業務を執行しています。

【原則4 - 9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、会社法上の要件と東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外取締役の独立性判断基準を定め、具体的には以下のいずれにも該当していないこととしています。この基準に基づき、当社では取締役会において率直かつ活発で建設的な審議への貢献が期待できる人物を、独立社外取締役として選任しています。

a. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者

- b. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- c. 過去に上場会社の親会社の業務執行者であった者又は業務執行者でない取締役であった者
- d. 過去に上場会社の親会社の監査役であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- e. 過去に上場会社の兄弟会社の業務執行者であった者
- f. 過去に上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者
- g. 過去に上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(法人、組合等の団体であるものに限る。)に過去に所属していた者
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等(業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。)をいう。)
- j. 上場会社の取引先又はその出身者(f. g. 又はh. に該当する場合を除く。)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- l. 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

【補充原則4 - 10】

取締役の指名報酬等の決定に関する取締役会の機能の独立性客観性と説明責任ならびにコーポレートガバナンス体制を充実させるため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置し、取締役会からの諮問に応じ、指名報酬等に関する事項において審議を行い、取締役会に答申を行っています。委員の過半数は独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役である委員から取締役会の決議で選任しています。

【補充原則4 - 11】

現在、当社の取締役会の構成人員は7名(うち監査等委員である取締役は3名)で、経営全般、経理財務関係、営業関係、生産関係等の知識経験能力に優れたメンバーでバランス良く構成され、独立社外取締役のうち1名は他社での経営経験を有しています。また、監査等委員である取締役3名も、そのうち2名が独立社外取締役であり、多様性が確保されています。当社の業容等から判断し、現在の取締役会の人員規模や構成が適正と考えていますが、今後も、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、取締役会全体としての知識経験能力のバランスや多様性および規模が最適となるよう努めていきます。スキルマトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組み合わせの開示については、株主総会招集通知で開示しています。

【補充原則4 - 11】

社外を含む取締役は他の上場企業等の兼任は合理的な範囲に止まり、業務に専念できる体制になっています。なお、当社の取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて、適切に開示しています。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役会の実効性評価として、1年間に開催された取締役会を対象に、アンケート方式で取締役各人の自己評価と、それを基にした取締役会での審議を経て実施しました。結果は取締役会の構成、運営、議論、モニタリング機能、取締役に対する支援体制、トレーニング、株主との対話について、実効性は十分に確保されていると評価しました。

また、今後の課題として、取締役会の構成の多様性や企業価値向上に向けた人材育成、ESG、SDGsなど中長期のテーマを議論し、経営戦略に反映する取り組みを強化することを決定しました。

【補充原則4 - 14】

取締役はアシードグループ企業理念、グループミッションの実現のため、先頭に立って行動することが求められ、外部研修会やセミナーを積極的に受講するとともに、経営戦略等グループの課題を共有することを方針とします。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営企画グループIR広報室をIRの担当部署とし、株主から対話の申し入れがあった場合は、担当役員が対応することにしています。

なお、対応窓口を一本化することにより、「内部情報管理規程」に基づくインサイダー情報の管理を徹底しています。株主や投資家に対しては、決算説明会を年1回開催し当社Webサイトでも動画を公開しています。また、不定期に個人投資家向けの説明会も開催し、当社に対する理解の向上に努めております。

これらの活動を通じて株主や投資家から寄せられた意見等は、IR広報室から経営陣に報告され、企業価値の向上に活用しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サンコトモ有限会社	4,701,560	39.95
河本 大輔	1,010,720	8.59
大戸 綾加	737,628	6.27
宝積 良忠	503,280	4.28
河本 ハルエ	485,078	4.12
アシードグループ社員持株会	409,458	3.48
株式会社広島銀行	380,160	3.23
アシード・インベストメント・クラブ	357,141	3.03
寺地 實	250,392	2.13
河本 千代香	223,500	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- ・大株主の状況は2023年3月31日の状況です。
- ・当社は自己株式を1,726,963株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
- ・持株比率は、自己株式数を控除して計算しています。
- ・2023年4月3日付で静岡ローストシステム株式会社及びマルサン萩間茶株式会社の株式を取得し子会社化、2023年4月12日に株式交換を行い完全子会社化しています。
株式交換により当社の自己株式495,145株を割り当て交付したため、本報告書提出日現在の自己株式数は1,231,818株となります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐久間 建弘	他の会社の出身者											
小野 隆平	他の会社の出身者											
豊田 基嗣	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐久間 建弘				佐久間建弘氏は、2013年6月まで農業協同組合の代表理事を務め、中立的・客観的な立場から当社の経営に対する的確な助言を受けられると判断し社外取締役に選任しています。 また、a～jのいずれにも該当せず、加えて、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、当社は、独立役員として指定しています。
小野 隆平				小野隆平氏は、法律の専門家(弁護士)として、また当社グループ全体のコンプライアンス面のチェック機能の強化を目的として監査等委員である社外取締役に選任しています。 また、a～jのいずれにも該当せず、加えて、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、当社は、独立役員として指定しています。
豊田 基嗣				豊田基嗣氏は、監査・会計の専門家(会計士)として、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性強化を目的として監査等委員である社外取締役に選任しています。 また、a～jのいずれにも該当せず、加えて、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、当社は、独立役員として指定しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

経営の監視・監督機能を高めるため、監査等委員会の体制を採用し、特に社外取締役に、その独立性などを踏まえ、中立の立場から客観的な意見を表明することを期待しています。

また、サポート体制としては常勤の取締役が事前にと取締役会の資料を説明するとともに、必要に応じて内部統制監査室と連携できる体制としています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、各々が専門的な知識と経験を有し、当社と利害関係がなく独立性が高い立場にある社外取締役3名(うち、監査等委員2名)を選任することにより、経営の監視機能を強化しています。

監査等委員は、内部統制監査室からの内部統制の整備・運用状況等に関する報告並びに内部監査の報告を定期的に受け取ることで、当社グループの現状を把握し、専門的な見地から、必要に応じて取締役会において意見を表明しています。また、監査等委員会は、会計監査人から四半期決算毎に監査についての報告及び説明を受けるとともに、意見交換等を行い、監査情報の共有を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名報酬委員会が、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っています。

【補充原則4 - 10】

取締役の指名・報酬等の決定に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任ならびにコーポレート・ガバナンス体制を充実させるため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置し、取締役会からの諮問に応じ、指名・報酬等に関する事項において審議を行い、取締役会に答申を行っています。

委員の過半数は独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役である委員から取締役会の決議で選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員の独立性に関する考え方については、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」、「1. 基本的な考え方」、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」、「[原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]」に記載していますので、ご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

【譲渡制限付株式報酬制度(RS)導入】
当社は、2021年6月23日開催の定時株主総会における決議に基づき、2021年度より譲渡制限付株式報酬制度(RS)を導入しました。当制度は、当社の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)(以下「対象取締役」といいます。))に、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬枠とは別枠で年額250万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内とします。
本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としています。
各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の答申を尊重し、取締役会において決定します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する報酬として、次のとおり有価証券報告書に掲載しています。

2023年3月期

取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬 61百万円

取締役(監査等委員)に支払った報酬 10百万円

社外役員に支払った報酬 9百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については株主総会後の取締役会にて決定します。
その算定方式は役職や執行責任に応じた基本報酬に業績連動報酬を合算する方式を採用しています。
当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月25日で、決議の内容は取締役(監査等委員を除く。))について年額2億円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)、取締役(監査等委員)について年額2千万円以内とするものです。
なお、当該決議に係る取締役の員数は、取締役(監査等委員を除く。))6名、取締役(監査等委員)3名です。
当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、指名報酬委員会の答申を尊重し、取締役会で決議しています。
具体的には株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務に応じた固定報酬と、業績に応じて決定される業績連動報酬の合計で算定しています。
算定の基となる指標は連結経常利益の目標達成率としています。

なお、社外取締役につきましては、その役割を勘案し、固定報酬のみとしています。
取締役(監査等委員)の報酬につきましては、職務執行に対する監査の実効性を確保する観点から、また経営者から独立して監査等委員の職務を全うするために、監査等委員会の協議により決定します。

【社外取締役のサポート体制】

毎月開催される取締役会に出席し、会社の重要事項や月次の損益状況などについて、取締役より詳細な報告・説明を実施しています。また、取締役等と相互に意見交換を行い、必要に応じて専門的な見地からの助言も受けています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会から信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性及び透明性を確保しています。また、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、取締役会の監査・監督機能をさらに強化するため、監査等委員会設置会社に移行しています。引き続き、経営の効率性・健全性・透明性を高め、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めていきます。

(2)企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

企業統治の体制の概要

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会制度を採用しています。

・取締役会

取締役会は7名の取締役(うち社外取締役3名)で構成され、代表取締役社長を議長とし、毎月1回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

また、代表取締役社長と社外取締役全員との定期的な情報交換も実施し、経営の監督・監視機能の充実に努めています。

取締役会は経営全般に関する重要事項についての意思決定機関であると同時に業務執行状況を監督する機関と位置付け、その機能強化を図っています。

取締役会はホールディングス執行役員、及び各事業子会社代表取締役社長からの報告を踏まえて経営上の重要な意思決定を行っています。

なお、変化の激しい経営環境下において最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年(監査等委員は2年)としています。

・監査等委員会

取締役の業務執行を監視する役割を担う監査等委員会は、取締役常勤監査等委員を委員長とする3名で構成され、社外取締役を過半数としています。

これにより、従前の監査役とは異なった議決権を有する取締役として、透明性及び独立性を確保した経営に対する監査・監督機能を強化し、運用しています。

監査等委員会は毎月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しています。

各委員は委員会が定めた監査方針や監査計画に従い、重要会議への出席、取締役の職務執行状況聴取(財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を含む)本社及び事業子会社の調査を実施しています。

・リスク管理委員会、コンプライアンス委員会

リスクマネジメント及びコンプライアンスの推進・監督に関する代表取締役社長の諮問機関として活動しています。

委員長は代表取締役社長が務め、取締役常務執行役員及び委員長が任命したグループ子会社役員で構成されています。

・指名報酬委員会

当社は、2021年1月1日付で指名報酬委員会を設置しました。

指名報酬委員会は4名の取締役(うち社外取締役3名)で構成され、取締役会の諮問機関として、取締役の指名及び報酬に係る事項について取締役会への提案、助言を行っています。

・会計監査人

会計監査人については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び会計監査を受けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は次の理由で、経営の透明性の確保及び業務の適性が担保されていると考え、現在の企業統治の体制を採用しています。

(1)独立・公正な立場から業務執行を監督する社外取締役、会計・法律の専門家として監査を実施する社外取締役監査等委員の選任

(2)社外取締役3名を指名報酬委員会メンバーに選任

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	原則、株主総会開催日の3週間前までに発送するとともに、発送前に当社Webサイト「IR情報」、東京証券取引所Webサイト「東証上場会社情報サービス」及び株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」にて早期開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	最集中日を回避し、できるだけ多くの株主に出席して頂けるよう設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2022年6月開催の株主総会より議決権電子行使プラットフォームの利用を開始しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2022年6月開催の株主総会より議決権電子行使プラットフォームの利用を開始しています。
その他	株主様の利便性の向上を目的として、株主総会会場を駅周辺のホテルにしています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、決算状況および今後の経営方針、業績見通し等についてホームページに説明動画の掲載を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、対面での説明会開催も検討します。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、決算状況および今後の経営方針、業績見通し等についてホームページに説明動画の掲載を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、対面での説明会開催も検討します。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイトに「IR情報」を設置し、決算情報、事業報告書、その他開示情報を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画グループが担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	アシードグループの役員、社員は企業行動憲章(アシードグループ憲章)に掲げられた精神に則り、法令や社内規則を遵守するとともに、企業倫理と経営理念に従った企業活動を行い、ステークホルダーの立場を尊重するよう規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループでは気候変動リスクや機会を管理するための指標としてScope1、2の温室効果ガス排出量を指標として定めています。当社グループの温室効果ガス排出量削減を進めるには、自販機運営リテール事業の車両による燃料消費量、飲料製造事業の製造過程における電力及び燃料消費量が重要な要素となります。環境配慮型車両の導入推進や製造工程における高効率機器導入などを積極的に進めるとともに、太陽光発電の導入や建物設備の省エネ化の推進などの取組みを進めていく予定です。</p> <p>削減に向けた今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自販機オペレートで使用する車両の更新(ハイブリット、EV化など) ・飲料製造工程における高効率機器の導入 ・太陽光発電設備の導入及び増設 ・建物設備の省エネ化の推進 <p>また、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、TCFDの枠組みで開示を行うよう、データの収集分析を進めています。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、会社の業務の適正を確保するための体制の整備についての概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各取締役の倫理意識の一層の向上を図り、法令遵守の精神を積極的な行動規範として明確にするため、取締役会規則に取締役の業務執行におけるコンプライアンスの維持・確保を明記する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行状況の確認ができる情報(議事録・稟議書・契約書等)の保存・管理体制の整備を進めるとともに、文書管理規程及び各規程の関係条項を見直し、目的達成に有効で具体的制度を盛り込んだ改正を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社におけるリスクの明確化とその発生可能性の大小、発生した場合の影響度、対応策、予防策の構築を行い、それぞれのリスクヘッジを主管する組織とその権限を明確にする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の役割分担、牽制機能を確保しながら、ITの活用や各種規程の検証と改廃等を行い業務執行の決定プロセスの効率化を図るとともに、全体的効率性の確保は内部統制システムの構築と、内部統制監査室及び監査等委員会との計画的、定期的協議・連携を通じて行っていく。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理意識の向上と法令遵守の積極的姿勢に関する規程を就業規則に盛り込み、関係規程やマニュアルに具体化するとともに、これらの周知徹底を教育・研修制度の整備・充実、社内通報制度等の構築によって行う。監査等委員会及び内部統制監査室は、業務監査を強力に実施し、業務が適正に行われるよう監視する。

6. 当社グループの業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社が定める関係会社管理規程等の社内規程に基づき、子会社の経営に関する重要事項について、毎月1回開催する取締役会で承認を必要とするほか、子会社の取締役等の職務の執行に係る資料や情報について、取締役会において報告を求める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が定める関係会社管理規程等の社内規程に基づき、内部統制監査室のモニタリングを中心としてグループ全体のリスクマネジメントの推進に関わる課題・対応策を審議する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門及び子会社の事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。

子会社の規模や業種等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の向上を図る。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部統制監査室は監査等委員会の職務執行に随時協力し、必要あるときはその職務を補助する。監査等委員会が使用人を別に必要とするときは、監査等委員会事務局を総務グループ内に設置して要員を配置する。また、監査等委員会は、要員の配置の代わりに協議によって必要な作業を専門的な外部業者に委託することができる。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の事務局員の選任は、監査等委員会の同意を得て実施され、その人事・報酬は監査等委員会の事前の了解のもとに行われる。これらの詳細は監査等委員会規則に定める。

9. 監査を支える体制等に関する規程の充実・具体化

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くこととし、監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

(2) 当社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員会は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、グループ経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるとともに、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役又は使用人にその説明を求めることとし、子会社の取締役、監査役又は使用人は速やかに適切な報告を行う。

(3) 子会社の取締役等から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

法令等の違反行為等、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。内部統制監査室は、当社グループの従業員からの内部通報の状況について定期的に当社の監査等委員会に報告する。

(4) 内部通報制度の整備

当社は、グループ共通の「内部通報制度運用規程」を定め、当社グループのコンプライアンスの報告・相談窓口として、社内(当社 内部統制監査室)及び社外(法律事務所)に公益通報窓口を設置する。通報を行った当社グループの役員及び従業員に対し、報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(5) 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の職務分担を明確にして、より実効的な監査の方法を用い、より広範な業務を監査対象とするとともに、監査等委員会と代表取締役、会計監査人との定期的な情報交換会を開催する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は「行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない旨を定め、グループ各社の総務部門を対応部署としている。なお、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、ためらうことなく上司や総務部門への報告を行い、顧問弁護士や警察・暴力追放推進センターとの連携等、組織的な対応を行うよう役員及び従業員に周知徹底を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を、「経営理念の実践における基本的事項」として位置づけ、適切な対応に努め、反社会的勢力に対して、以下の1から5に基づいて対応し、これを遵守します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、グループ組織全体で対応する。また、反社会的勢力からの不当な要求等に対応する役職員の安全を確保する。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力からの不当な要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当な要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応する。

3. 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力とは、業務上の取引関係を含めて、一切の関係を持たないよう努める。また、反社会的勢力からの不当な要求等は拒絶する。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的に対応する。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力からの不当な要求等が、当社グループの不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は、リベートや利益の上乗せなど、いかなる形態であっても絶対に行わない。

(反社会的勢力への対応態勢)

当社グループにおいて、反社会的勢力への対応を担当する部署はグループ各社の総務担当部署、それらを統轄する部署は当社の総務グループとする。総務グループは、担当部署と連携して、反社会的勢力に関する情報を一元的に蓄積・管理するとともに、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援し、以下の態勢を整備する。

1. グループ各社内での体制(報告・相談等)の整備

(1) 総務グループは、反社会的勢力への対応を行ううえで、必要に応じて関係部署を指定し、対応および協力を求める。総務グループから指定された関係部署は、総務グループとともに問題の解決に当たらなければならない。

(2) グループ各社の各部署における反社会的勢力への対応責任者は、部長、グループ(室)の長、および拠点長とする。

(3) グループ各社の取締役および取締役会は、「当社グループの信頼を維持し業務の適切性および健全性を確保していくうえで、反社会的勢力への適切な対応が不可欠である」ことを認識したうえで、その機能を発揮しなければならない。

2. 研修の実施

各種の社内会議や社内報等を通じコンプライアンス研修を実施しています。

3. 対応マニュアル等の整備

対応マニュアルを整備しています。

4. 警察など外部専門機関との連携

所轄の警察署や弁護士等の外部専門機関と連携しています。

その他

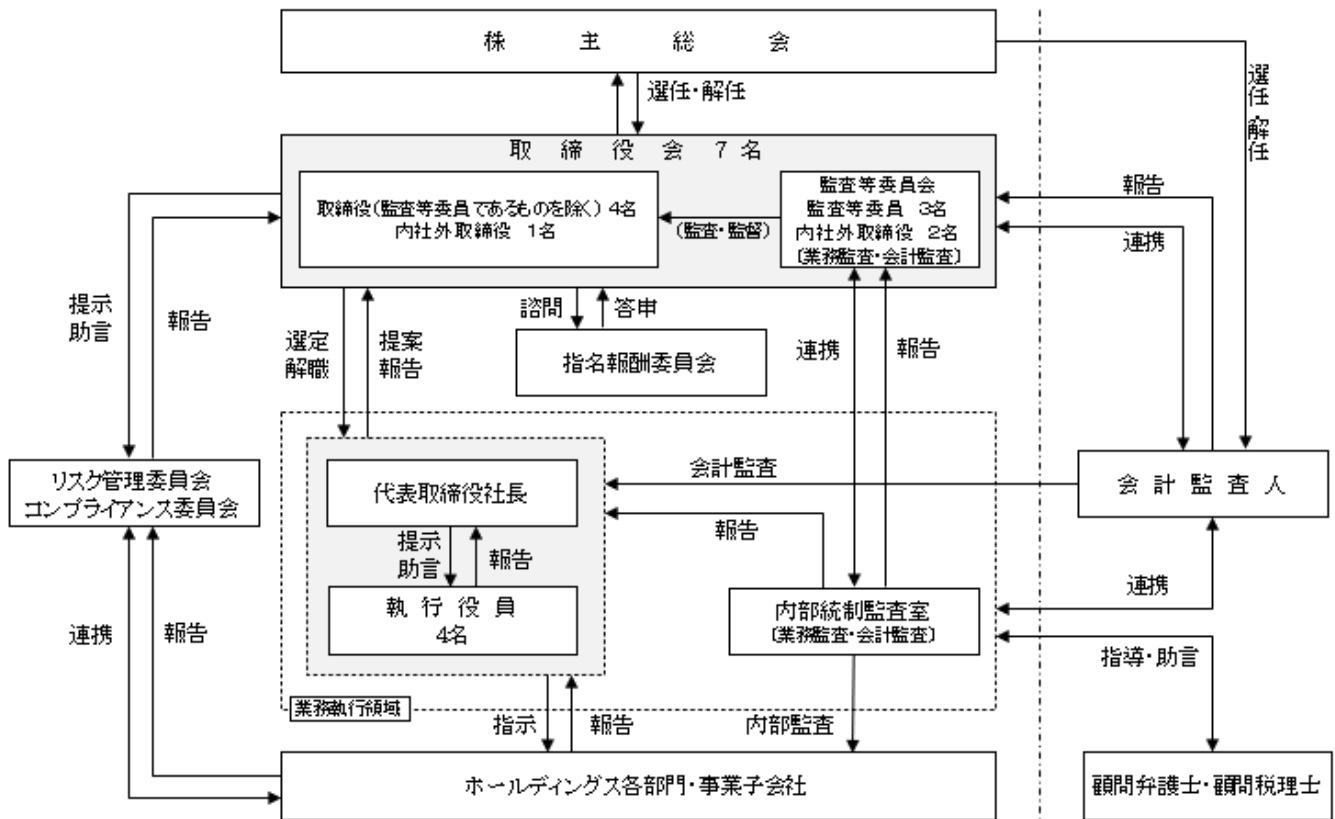
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

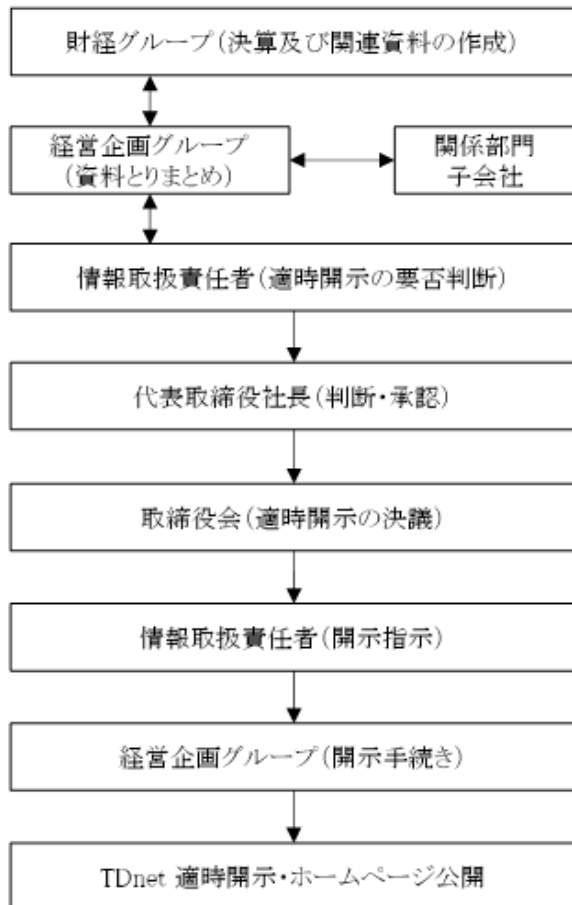
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要の模式図

【決算情報】



【決定事実・発生事実】

